

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

村山市(以下「本市」という。)は、山形県の中央部に位置し、総面積 196.98 k m² を有している。東西約 22 km、南北約 15 kmの東西に長い形をしており、東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれ南北にひらけた村山盆地の北部で、市の中央部を日本三大急流の一つである最上川が蛇行しながら北流している。

本市における人口の推移は、大正 9 年の第 1 回国勢調査から増加を続け昭和 22 年には 42,777 人とピークに達したが、直近の令和 2 年の国勢調査では 22,516 人となり昭和 25 年以降一貫して減少を続けている。

一方、産業は、第一次産業では農業、第二次産業では製造業や土木建築業、第三次産業では小売業や医療福祉関連を中心として発展してきた。同年国勢調査によると産業別就業人口は、第一次産業 1,595 人(13.6%)、第二次産業 4,222 人(36.0%)、第三次産業 5,747 人(49.1%)となっている。産業分類別での就業者数の構成比率をみると、製造業が 26.6%と最も高く、次いで農業が 13.5%、卸売・小売業が 11.4%などとなっている。

現在、市内の中小企業数は緩やかな減少傾向にあり、とりわけ製造業・土木建築業は人手不足、後継者不足等の課題が今なお続いている。これらの業態の人手不足は管内の有効求人倍率にも表れており、新型コロナウイルス感染症の影響が以前より緩和した令和 3 年度平均で 1.41 倍となっている。こうした現状から、人手不足を補い得るような、効率的で生産性を向上させる設備の導入を促進させることは重要である。これらの対策を怠ると長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が失われかねない状況である。

これまで、本市独自の取組として市内の製造業者等に対して固定資産税相当額を補助する企業立地補助金事業等を講じてきたが、引き続き生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体のひとつとなり、再び北村山地域の中核都市として経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 10 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(導入促進指針に定めるものをいう。)が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、農業、製造業、土木建築業、小売業等、多岐に渡り、多様な業種が村山市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、工業は主にふたつの工業団地とふたつの工業集積地に集中していて、商業はJR村山駅前周辺に商店街を形成している。一方で、農業については市内全域に立地している。こうした状況を鑑み、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、村山市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農業、製造業、土木建築業、小売業など多岐に渡り、多様な業種が村山市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等多様である。したがって本計画においては、労働生産性の年率3%以上向上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ③市税及び市に関連する公共料金を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。